

○長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島地域における使用済自動車及び解体自動車(以下「使用済自動車等」という。)の適正かつ円滑な処理を促進するため、使用済自動車等海上輸送費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 解体自動車 法第2条第3項に規定する解体自動車をいう。
- (3) 海上輸送 使用済自動車等を島外に搬出するため、定期船又はチャーター船を使用し輸送することをいう。
- (4) 引取証明書 法第2条第11項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第80条の規定により、使用済自動車の引取りを求めた者に対し交付する書面をいう。
- (5) 関連事業者 法第2条第17項に規定する引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、使用済自動車等の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用(以下「海上輸送経費」という。)を負担した者に対して補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費は、使用済自動車等の海上輸送経費とする。

- 2 補助金の交付額は、前項の対象経費に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、使用済自動車等海上輸送費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、使用済自動車等ごとの海上輸送経費を証明する書類、引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車等を引き取ったことを証明する書類等を添えて、海上輸送を行つた日から2箇月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税

相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、使用済自動車等海上輸送費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業者の注意義務等）

第7条 補助事業者は、条例その他関係法令を遵守しなければならない。

（調査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付を受けた者は、補助金交付後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）に必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行つており、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく報告があつた場合には、当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることがあるものとする。

（交付手続の省略等）

第11条 規則第21条の規定により、規則第6条に規定される交付決定の通知と規則第13条に

規定される額の確定を併合する。また、規則第12条に規定される実績報告及び規則第15条に規定される交付請求の手続は省略する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年8月11日長崎市告示第417号)

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則 (平成29年5月15日長崎市告示第433号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年4月7日長崎市告示第337号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の長崎市家庭用指定袋に関する要綱、第2条の規定による改正前の長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱、第3条の規定による改正前の長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱、第4条の規定による改正前の長崎市生ごみ堆肥化処理容器及び電動式生ごみ処理機購入助成要綱及び第5条の規定による改正前のし尿等運搬費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年4月4日長崎市告示第163号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の次に掲げる要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) 長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

使用済自動車等海上輸送費補助金交付申請書

使用済自動車等海上輸送費補助金の交付を受けたいので、長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

車 名	
車台番号	
引渡者 <input type="checkbox"/> 最終所有者 <input type="checkbox"/> 引取業者 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者 <input type="checkbox"/> 解体業者 いずれかにチェックしてください	住 所
	氏 名
引取者 <input type="checkbox"/> 引取業者 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者 <input type="checkbox"/> 解体業者 <input type="checkbox"/> 破砕業者 いずれかにチェックしてください	住 所
	氏 名
	引取日
海上輸送業者	住 所
	氏 名
	海上輸送日
海上輸送経費（A）	
補助申請額 $\{(A) \times 0.8\}$ ※	

※消費税等に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を用いること。

$$(A) \times 0.8 - \text{消費税等に係る仕入控除税額} = \text{補助申請額}$$

添付書類

①海上輸送経費を証明する書類、②引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車等を引き取ったことを証明する書類

第2号様式（第6条関係）

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長

使用済自動車等海上輸送費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった使用済自動車等海上輸送費補助金については、長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、本書面にて通知します。

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交付の方法 指定口座に振り込みます。

3. 交付の条件

使用済自動車の再資源化等に関する法律、長崎市補助金等交付規則及び長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第3号様式（第10条関係）

年度 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

補助対象事業者

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった使用済自動車海上輸送費補助金に係る消費税及び地方消費税額について、長崎市使用済自動車等海上輸送費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金額（市長が交付決定通知により通知した額） 円

2 補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 円

3 添付書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）
- ・2の金額の積算内訳書等

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第10条関係）